

大和市告示第129号

大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年7月30日

大和市長 大木 哲

大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高齢者等緊急一時入所実施要綱（平成21年大和市告示第104号）の一部を次のように改正する。

別表第1特別養護老人ホームに係る利用者支払額、食費の欄中「390円」を「600円」に改め、

同表中	本人及び世帯全員が市 民税非課税の者	1,690円	を	本人及び世帯全員が市 民税非課税であって、 合計所得金額及び課税 年金収入額の合計が 800,000円を超 え1,200,000 円以下の者	1,690円		
				本人及び世帯全員が市 民税非課税であって、 合計所得金額及び課税 年金収入額の合計が 1,200,000円 を超える者			
に、	650円	従来型個室	820円	を	1,000円	従来型個室	820円
		多床室	370円		1,300円	従来型個室	820円
						多床室	370円

に改め、同表備考第2項を次のように改める。

- この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の特別養護老人ホームに係る利用者支払額に係る食費及び滞在費は、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法第51条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める要介護被保険者 同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額及び同項第2号に規定する居住費の負担限度額
- (2) 介護保険法第61条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者 同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額及び同項第2号に規定する滞在費の負担限度額
- (3) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者であって、前2号に掲げる者に該当しないもの 施設所定の食費及び滞在費の額

#### 附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。